

料金表

※税込みの価格となります。

税務会計顧問及び決算処理費用

■年商1,000万以下

	月額顧問料	決算料(4ヶ月分)	消費税申告料(1ヶ月分)	年間総費用目安
毎月	22,000	88,000	0	352,000
3ヶ月に1回	16,500	66,000	0	264,000
半年に1回	11,000	44,000	0	176,000
年1回(決算のみ)	0	165,000	0	165,000

■年商1,000～3,000万

	月額顧問料	決算料(4ヶ月分)	消費税申告料(1ヶ月分)	年間総費用目安
毎月	27,500	110,000	27,500	467,500
3ヶ月に1回	22,000	88,000	22,000	374,000
半年に1回	16,500	66,000	16,500	280,500

■年商3,000万～1億円

	月額顧問料	決算料(4ヶ月分)	消費税申告料(1ヶ月分)	年間総費用目安
毎月	33,000	132,000	33,000	561,000
3ヶ月に1回	27,500	110,000	27,500	467,500
半年に1回	22,000	88,000	22,000	374,000

■1億円以上

	月額顧問料	決算料(4ヶ月分)	消費税申告料(1ヶ月分)	年間総費用目安
毎月	44,000	176,000	44,000	748,000

■給与計算

10人まで	以降10人追加ごと
16,500円～	16,500円～

税務会計業務内容

1. 月次監査
2. 税務相談
3. 税務指導
4. 税務申告
5. 節税対策指導
6. 資金繰り指導
7. 経理業務改善指導
8. 税務調査立会い

※上記は目安の金額です。なお、その他の別途料金は頂いておりません。

確定申告書作成費用

事業所得

	申告料	消費税申告料	年間総費用目安
年商1,000万以下	110,000	0	110,000
年商1,000～5,000万	110,000	22,000	132,000
年商5,000万～	220,000	44,000	264,000

不動産所得

	申告料	消費税申告料	年間総費用目安
10室以下	110,000	22,000	132,000
10室超	165,000	33,000	198,000

譲渡所得

	申告料	消費税申告料	年間総費用目安
1,000万円以下	88,000	-	88,000
1,000万円超	110,000	-	110,000

その他特例等の適用がある場合

33,000～

※上記は目安の金額です。お気軽にご相談ください。

相続税申告書作成費用

遺産総額	申告料
5,000万円以下	550,000
5,000万円～1億円	880,000
1億円～3億円	1,100,000
3億円～	1,650,000～

不動産の数や相続人の人数によって多少の上下はございますが、当事務所では、遺産総額の1%を上限に見積りさせていただきます。

贈与税申告書作成費用

贈与額	申告料
300万円以下	33,000
300～1,000万円	44,000
1,000万円～	55,000
その他特例等の適用がある場合	22,000～

贈与契約書が必要な場合には、行政書士や司法書士をご紹介します。
お気軽にご相談ください。

生前対策プラン

相続税の対策において一番重要なのは、生前の準備です。
当事務所では、その場限りの対策ではなく、財産の種類、相続人の数などを十分に把握し贈与、売買、保険など、お客様に合わせた対策を考えております。
その為には、一度や二度の打合せでは満足いく対策にならないと思い以下のプランを提案しております。
お気軽にご相談ください。

■月次対応プラン 月々 11,000～

毎月訪問して、打ち合わせするプランです。
1回の打ち合わせは、1時間から2時間程度を予定しています。
相続対策は個人個人に合わせて対策していく必要があり、長い期間が掛かるケースが想定されます。
当事務所は、毎月打ち合わせする事で進捗状況を把握し、状況に合わせた対策をしていきます。
最低でも、半年から1年は必要と考えますが、納得のいく対策が終われば契約満了と考えています。

■スポット対応プラン 1回 33,000～

「相続税が掛かりそうだが、そこまでではない」という方向けのプランです。
当事務所では、相続対策用のチェックリストをもとに、相続税が掛かるか否か対策が必要なのかを検討していきます。
不安がある方は下記のチェックシートをご記入のうえ、ご相談頂ければと思います。
分からない点がございまして構いません。お気軽にご相談下さい。

■相続税額試算 基本料金 110,000～

ある程度の財産をお持ちの方は、残されるご家族がどのくらいの納税が発生するか、ご心配だと思います。
当事務所は、概算の相続税を試算いたします。
財産の額や、不動産の数に応じて料金は変動しますが、
基本料金に財産総額の0.1%を加算した金額を目安に、お見積り致します。